

子育てエコホーム支援事業補助金 共同事業実施規約（リフォーム用） 新旧対照表

以下の目的のため、子育てエコホーム支援事業補助金の共同事業実施規約（リフォーム用）を 2024 年 5 月 30 日付で改定します。

- ・誤りのあった記載修正を行うため

改定内容は以下の通りです。

（赤字部分が改定箇所）

改定後（2024 年 5 月 30 日付）	現行（2024 年 3 月 22 日付）
<u>子育てエコホーム支援事業補助金 共同事業実施規約（リフォーム用）</u> <u>第 1 条（要件等の確認）</u> 甲及び乙は、本補助金の交付規程及びマニュアル類等（以下、「交付規程等」という。）をよく参照し、交付対象の要件に合致することを確認する。甲及び乙は、要件に反する事項があることを知った場合、速やかに相手に通知する義務を負う。 2 乙は、子育て世帯又は若者夫婦世帯として補助金の補助額上限の引き上げを受けるために丙と共同して本補助金の交付申請を行うことができる。ただし、乙は、交付申請にあたり、本規約及び交付規程等が定める丙が果たすべき義務等について、丙が理解し、履行することについて責任を負う。 3 甲及び乙は、以下の（イ）から（へ）の全ての事項について、了解する。 （略） <u>第 2 条（申告）</u> 甲及び乙は、以下の（イ）及び（ロ）に該当しないこと（甲においては、甲の役員等（実質的に経営に関与する者を含む。）が（ロ）に該当しないことを含む。）を互いに申告する。 （イ）過去 3 カ年度内に国土交通省住宅局所管事業補助金において、本補助金の交付規程第 15 に相当する理由で補助金の返 還を求められたことがある者 （ロ）暴力団若しくは暴力団員であること、又は暴力団若しくは暴力団員と不適切な関係にあること 2 乙は、以下の（イ）及び（ロ）の条件を満たすことを甲に申告する。 （イ）本住宅が、本補助金における新築に係る交付申請の補助対象となっていないこと （略）	<u>子育てエコホーム支援事業補助金 共同事業実施規約（リフォーム用）</u> <u>第 1 条（要件等の確認）</u> 甲及び乙は、本補助金の交付規程及びマニュアル類等（以下、「交付規程等」という。）をよく参照し、交付対象の要件に合致することを確認する。甲及び乙は、要件に反する事項があることを知った場合、速やかに相手に通知する義務を負う。 2 乙は、子育て世帯又は若者夫婦世帯として補助金の補助額上限の引き上げを受けるために丙と共同して本補助金の交付申請を行うことができる。ただし、乙は、交付申請にあたり、本規約及び交付規程等が定める丙が果たすべき義務等について、丙が理解し、履行することについて責任を負う。 3 甲及び乙は、以下の（イ）から（ホ）の全ての事項について、了解する。 <u>第 2 条（申告）</u> 甲及び乙は、以下の（イ）及び（ロ）に該当しないこと（甲においては、甲の役員等（実質的に経営に関与する者を含む。）が（ロ）に該当しないことを含む。）を互いに申告する。 （イ）過去 3 カ年度内に国土交通省住宅局所管事業補助金において、本補助金の交付規程第 15 に相当する理由で補助金の返 還を求められたことがある者 （ロ）暴力団若しくは暴力団員であること、又は暴力団若しくは暴力団員と不適切な関係にあること 2 乙は、以下の（イ）及び（ロ）の条件を満たすことを甲に申告する。 （イ）本住宅が、本補助金における新築に係る交付申請の補助対象 （略）

第3条～第7条（略） 令和 6 年 1 月 17 日制定 令和 6 年 3 月 22 日改定※1 令和 6 年 5 月 30 日改定 ※1：令和 6 年 4 月 22 日以前に契約する補助事業は、令和 6 年 1 月 17 日制定の書式でも交付申請が可能です。 令和 6 年 4 月 23 日以降に契約する補助事業は、令和 6 年 3 月 22 日改定以降の書式でのみ交付申請が可能です。 （略）	第3条～第7条（略） 令和 6 年 1 月 17 日制定 令和 6 年 3 月 22 日改定※1 ※1：令和 6 年 4 月 22 日以前に契約する補助事業は、令和 6 年 1 月 17 日制定の書式でも交付申請が可能です。 令和 6 年 4 月 23 日以降に契約する補助事業は、令和 6 年 3 月 22 日改定の書式でのみ交付申請が可能です。 （略）
--	--